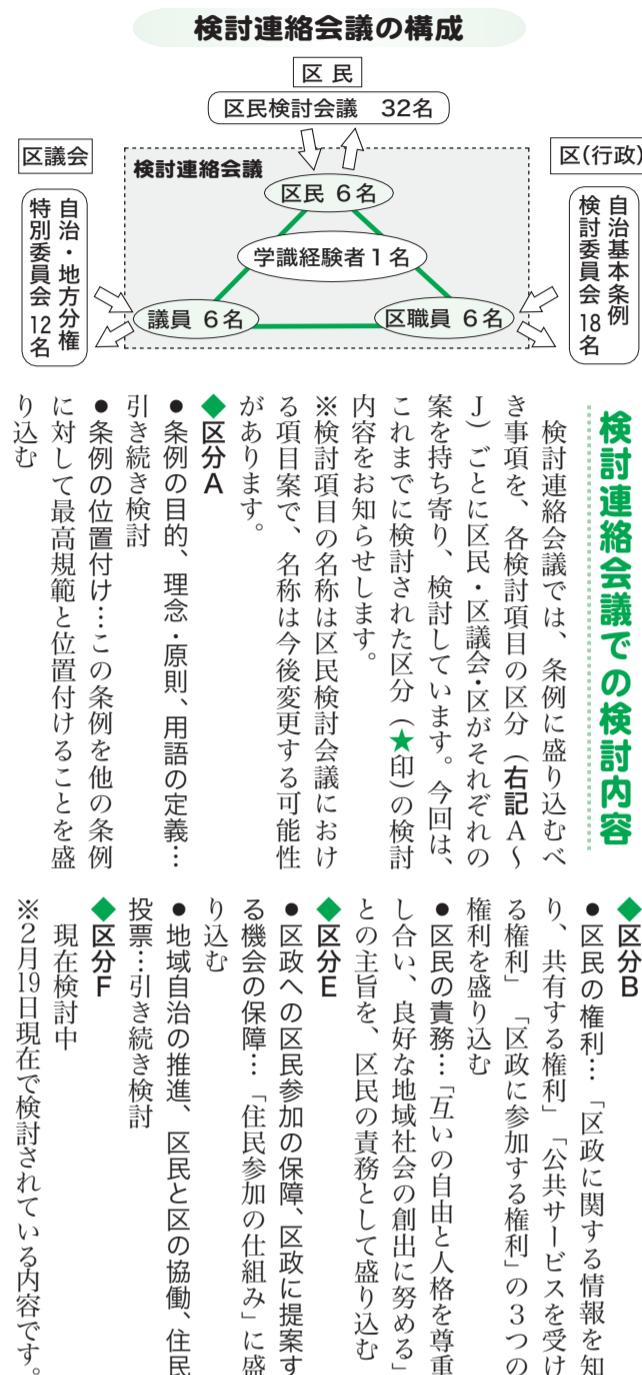


# (仮称)自治基本条例の制定に向けて

区民の皆さん・区議会・区(行政)が一体となって条例案を検討しています



自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の basic 理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

昨年2月から、区民・区議会・区(行政)の三者代表で構成する「(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議・左図)」を設置し、条例の検討を進めています。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3502、議会事務局議事係(本庁舎5階)☎(5273)4026へ。

電子申請サービスでは、自治体の窓口で行っているさまざまな申請・届け出をインターネットで行うことができます。また、提出した申請・届け出の審査状況や結果も確認できます。新宿区では、「すくすく赤ちゃん訪問の申し込み」「誕生記念樹配布の申し込み」「子どもの申込」など、操作画面が見やすくなります。

手当の申請」「健康診査票の請求などの手続きができます。  
●電子申請サービスのURLが変わります  
【新URL】<https://www.e-tokyo.lg.jp/>  
▼現在の電子申請サービス(HP)  
<https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/>で、新宿区の電子申請サービス

## 電子申請サービスが新しくなります

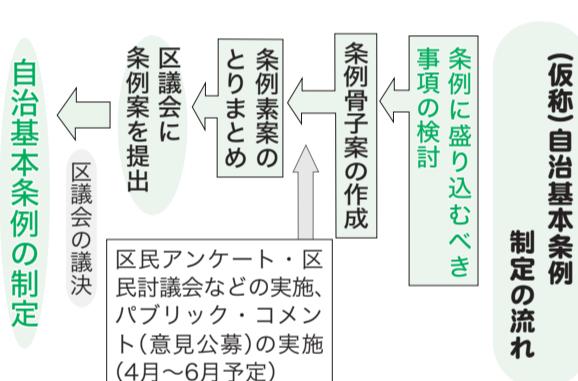
▼3月16日(火)の時点で利用者が登録をしている方は、4月1日(木)以降も利用者ID・パスワードをそのままご利用いただけます。3月17日(水)~31日(水)に利用者が登録をすると、新しい電子申請サービスに登録情報が引き継がれませんので、4月1日(木)以後に改めて登録を行ってください。

▼簡単に手続きができるよう、「携帯電話からの申請」や「利便性の高い申請」を順次整備していきます。  
【問合せ】情報政策課(本庁舎8階)☎(5273)3761へ。  
【問合せ】企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3502、議会事務局議事係(本庁舎5階)☎(5273)4026へ。  
【問合せ】生活福祉課自立支援係(第2分庁舎1階)☎(5273)4570へ。

**検討項目の構成案**

前文

- 区分A(★)…条例の基本的考え方(総則)
- 区分B(★)…区民の権利と責務
- 区分C…行政の役割と責務、行政運営、税財政
- 区分D…議会の役割と責務
- 区分E(★)…住民参加の仕組み、住民投票
- 区分F(★)…地域の基盤(地域自治)
- 区分G…情報の共有
- 区分H…進行管理委員会、改正手続き
- 区分I…国・他自治体との関係
- 区分J…その他



**計画の基本的な考え方**

(1)相談体制の機能強化  
(2)アセスメントシステム  
(3)福祉的支援の条件整備  
(4)施設・住宅資源の確保  
(5)就労支援  
(6)人的資源の開発とネットワークづくり  
(7)公共施設の適正管理  
(8)人権啓発

ホームレス生活の方のほか、現在の厳しい社会情勢の中で「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある方」を新たに対象に加え、それぞれの状態や自立への段階に応じた、効果の高い支援を実現するために策定しました。策定には、区民の方・学識経験者・福祉関係者で構成する「推進計画策定委員会」での検討を基に、パブリック・コメント制度(意見公募)をお寄せいただいたご意見を見参考にしました。ご意見ありがとうございました。

【問合せ】生活福祉課自立支援係(第2分庁舎1階)☎(5273)4570へ。

## 第II期ホームレスの自立支援等に関する推進計画を策定しました

- より便利になります  
▼ウインドウズに加え、マックントッショのパソコンでも利用できるようになります。  
▼文字の大きさを選択できます。  
▼簡単な手続きができるよう、「携帯電話からの申請」や「利便性の高い申請」を順次整備していきます。
- ホームレスの方のほか、現在の厳しい社会情勢の中で「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある方」を新たに対象に加え、それぞれの状態や自立への段階に応じた、効果の高い支援を実現するために策定しました。策定には、区民の方・学識経験者・福祉関係者で構成する「推進計画策定委員会」での検討を基に、パブリック・コメント制度(意見公募)をお寄せいただいたご意見を見参考にしました。ご意見ありがとうございました。
- 【問合せ】生活福祉課自立支援係(第2分庁舎1階)☎(5273)4570へ。
- 8つの基本施策**
- ①相談体制の機能強化  
「初めて」「施設入所中」「アパート生活後」など、段階的にきめ細かく相談をお受けすることにより、効果的な支援を行うことができます。そこで、「拠点相談」「巡回相談一時宿泊支援事業」など、それぞれの段階に合った相談体制を充実させ、ふさわしい支援策に結び付けます。
  - ②アセスメントシステム  
ホームレスになつた要因や把握し、それぞれの状態にふさわしい施策に結び付けるためには、適切な評価が必要です。特別区人事・厚生事務組合やNPO等支援団体と連携し、より適切に評価できるシステムを構築します。
  - ③福祉的支援の条件整備  
食料やシャワーの提供など福祉的支援に必要な条件を整備し、自立支援への第一歩です。また、地域での生活を継続させるため、「年金受給権の調査」「住民登録の設定」など福祉的支援に必要な条件を整備し、自立支援を促進します。
  - ④施設・住宅資源の確保  
国や東京都の財政支援に合わせ、既存施設の有効活用を図り、それぞれの支援段階に合った施設の確保に努めます。
  - ⑤就労支援  
就労支援は、経済的自立の中でも最も重要ですが、基本的には国や東京都の役割です。関係機関との連携をより一層強化する
  - ⑥人的資源の開発とネットワークづくり  
ホームレス問題への相互理解を深めながら地域福祉を推進していくために、啓発活動を進めています。
  - ⑦公共施設の適正管理  
公共施設は、一定のルールの下に、誰もが自由に快適に利用できる場所であるべきです。相談員による巡回相談や施設管理者・警察・支援団体との連携により、迷惑行為に粘り強く対応します。
  - ⑧人権啓発  
区民の皆さん・地域団体・NPO等支援団体などが、ホームレス問題への相互理解を深めながら地域福祉を推進していくために、啓発活動を進めています。